

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                          |     |                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----|-----------------|
| 判決年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日     | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第 2 部 |
| 事 件 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 平成 2 3 年（ネ）第 1 0 0 0 8 号 |     |                 |
| <p>○著作権法 1 0 4 条の 5 所定の製造業者等の協力義務として、購入者から当該製品に係る私的録画補償金相当額を徴収して指定管理団体に支払うべき法律上の義務があるということとはできないが、製造業者等が協力義務に違反したときに、その違反に至った経緯や違反の態様によってはそれについて指定管理団体が被った損害を賠償しなければならない場合も想定されるとされた事例。</p> <p>○ アナログチューナーを搭載しないDVD録画機器は、著作権法施行令 1 条 2 項 3 号の録画機器に該当せず、このようなDVD録画機器を製造販売する業者に著作権法 1 0 4 条の 5 所定の協力義務違反はないとされた事例。</p> |                          |     |                 |

（関連条文）著作権法30条2項，104条の5，著作権法施行令1条2項3号

## 1 事案の概要

本件は、著作権法104条の2第1項2号の指定管理団体である控訴人が、アナログチューナーを搭載しないDVD録画機器（被控訴人製品）を製造、販売する被控訴人に対し、アナログチューナーを搭載しないDVD録画機器も著作権法30条2項所定のデジタル方式の録音又は録画の機能を有する「政令（著作権法施行令1条2項3号）で定める機器」（特定機器）に該当するとの主張を前提として、被控訴人においては著作権法104条の5所定の製造業者等の協力義務として、その購入者から被控訴人製品に係る私的録画補償金相当額を徴収して控訴人に支払うべき法律上の義務があるなどと主張して、その支払を求めた事案である。

## 2 裁判所の判断

(1) 著作権審議会第10小委員会報告書において適当であると提言され、かつ、国会の審議において、特定機器の製造業者等による著作権法104条の5に基づく「協力」の内容として具体的に想定されていたのは、「特定機器の出荷価格に私的録画補償金相当額を上乗せして出荷し、利用者から当該補償金を徴収して、指定管理団体に対し当該補償金相当額の金銭を納付すること」（「上乗せ徴収・納付」方式）であった。著作権法104条の5はこのような上乗せ徴収・納付の態様による協力を主として念頭に置いて規定されたものと理解できるが、その法文上、そのことは一義的に明確ではない。控訴人は、「上乗せ徴収・納付方式」を前提に、著作権法104条の6に従って認可された額の補償金を協力義務の履行としてまず請求するが、この請求は理由がない。

しかし、著作権法104条の5が製造業者等の協力義務を法定し、また、指定管理団体が認可を

受ける際には製造業者の意見を聴かなければならないと著作権法104条の6第3項で規定されている以上、平成11年7月1日に私的録画に係る特定機器を定めた著作権法施行令1条2項が施行されて以来、控訴人による私的録画補償金の徴収は「上乘せ徴収・納付」方式というべき方法により行われてきたものであり、それ以外の方法で行われてきた事実は見当たらないという実態の下で「上乘せ・納付方式」に協力しない事実関係があれば、その違反について損害賠償義務を負担すべき場合のあることは否定することができない。製造業者等が協力義務に違反したときに、指定管理団体（本件では控訴人）に対する直截の債務とはならないとしても、その違反に至った経緯や違反の態様によってはそれについて指定管理団体が被った損害を賠償しなければならない場合も想定される。

(2) 著作権法30条2項に基づき政令で録音・録画機器（特定機器）の範囲を定めるには、その当時利用されていた機器が対象とする録音・録画源と録音・録画規格を前提にし、当該録音・録画機器の普及の状況や利用実態が検討され、関係者の協議等に基づく合意の程度が勘案されてきたものであるところ、著作権施行令1条2項に3号が追加された当時、録画源がアナログテレビ放送であることが念頭に置かれ、この録画源についてDVD録画が行われる機器を録画補償金の対象とする点で関係者の大方の合意が得られたことから、同号の追加が閣議決定されたものである。同号所定の「アナログデジタル変換によって行われた」映像を連続して固定する機能を有する機器との要件は、アナログ放送をデジタル変換して録画が行われることを規定したものであり、しかも、この変換は、DVD録画機器に搭載されるアナログチューナーからのアナログ信号を対象にするものであるから、当該機器においてアナログチューナーを搭載しないDVD録画機器については、アナログデジタル変換が行われず、したがって3号該当性は否定される。したがって、アナログチューナー非搭載の被控訴人製品は著作権施行令1条2項3号に該当するものではなく、被控訴人には法104条の5の義務違反があるとはいえない。その理由の要点は、以下のとおりである。

補償金支払の範囲確定は極めて政策的な意味合いを持つことも含めて考えると、著作権法は、「デジタル方式」による録音・録画の枠でひとまず補償金の対象を限定し、その中で更にどの範囲まで対象に含めていくかは、著作権法30条2項が制定された趣旨にかんがみ、政令を改正する都度検討されるべきものとされたことが明らかである。したがって、改正で追加された施行令の規定についての解釈では、改正に際して念頭に置かれた実態の範囲に即してされなければならないし、とりわけ、著作権法104条の5所定の協力義務違反を問われるべき前提としての特定機器該当性を考えるに際しては、施行令の文言に多義性があるとすれば、厳格でなければならない。

デジタル放送が本格的でなかった著作権法施行令1条2項3号追加時（平成12年）においては、デジタル放送波がそのまま録画機器に取り込まれ、著作権保護技術の情報など様々なデジタル情報が組み込まれる場合にこの要件がどのように解されるかについての議論がされないままであったし、本格標準放送となるデジタル放送の標本化周波数についての議論もされないままであって、デジタル放送の規格がDVD録画規格とどう対応するのかの議論もされていなかった。したがって、3号追加時においてデジタル放送をDVD録画することは念頭に置かれなかったものであり、3号がデジタル放送のDVD録画を対象としたものと認めることはできない。3号は、録画源があくま

でもアナログ放送であるとの実態に基づいて追加されたものである。

客観的かつ一義的に明確でない「アナログデジタル変換が行われた」の要件については、著作権法施行令においてDVD録画機器が特定機器とされた経緯にかんがみて総合的な見地から解釈するならば、放送波がアナログであることを前提にしてこれについてアナログデジタル変換を行うことが規定されていると解され、これを超えての範囲を意味するものと解することはできない。すなわち、「アナログデジタル変換が行われた」が要件として規定されたということは、著作権法施行令1条2項3号についてみれば、この規定追加時に実態として念頭に置かれていた録画源（ソース）である放送波（3号制定時において大勢を占めていた放送波）に対して「アナログデジタル変換が行われた」ことが必要であるということである。「アナログデジタル変換が行われた」との要件に関するこのような解釈を前提にしてみるならば、デジタルチューナーのみの搭載機器にあっては、当該機器においてアナログ放送をデジタル録画するためにアナログデジタル変換が行われないことから、3号の規定の文言の実質的解釈としては、3号該当性が否定されることになる。

加えて、3号が対象とする録画源であるテレビ放送の複製権侵害の態様は一律ではなく、その中でもアナログ放送とデジタル放送とで質的に異なる様相を示すことを前提にして、著作権法施行令1条1項、2項に、客観的かつ一義的に明確でないながらも規定されている「アナログデジタル変換が行われた」との要件を、解釈し得る最小限の範囲で当てはめるならば、3号が追加された当時における録画源としての実態であって製造業者を含む大方の合意が得られた録画源であるアナログ放送から離れ、デジタル放送のみを録画源とするDVD録画機器が特定機器に該当すると解するのは困難といわざるを得ない。